**ふるさとインターンシップ iｎ 北見　参加規約**

本規約は、北見市が実施する「ふるさとインターンシップin北見」への参加にあたり、遵守していただく事項について定めたものです。

１．概要

本インターンシップは、首都圏や札幌など市外の大学等に進学しているオホーツク管内出身の学生を対象に、市内のＩＴ関連企業にて、首都圏と変わらない仕事が出来る「テレワーク」という新しい働き方を体験していただくことにより、若者の雇用の場の確保及び地域経済の活性化を図ることを目的とした事業です。

２．インターンシップの内容

インターンシップ受入れ企業と合意した３日間の日程で、就業体験していただきます。

就業場所や就業時間、服装等については、事前に運営事務局（株式会社ワイズスタッフ）より連絡いたしますが、就業体験中は受入れ企業の指示に従ってください。

※ 期間中、北見市の担当者より本事業の趣旨について説明（30分程度）があります。

３．交通費の支給

交通費は、飛行機、ＪＲ、バス、いずれかの実費（往復）を、５万円を上限として支給します。

交通機関の手配及び支払いは参加者自身で行い、インターンシップ終了後に報告書及び交通機関の領収書を提出後、２週間以内に事務局から口座振込により支給します。

交通費の支給対象区間は、下記のとおりです。

・飛行機の場合 ： 最寄りの空港～女満別空港

・ＪＲの場合　 ： 最寄りのＪＲ駅～北見駅

・バスの場合　 ： 最寄りの都市間バスターミナル～北見バスターミナル

※道内での飛行機利用も可能です。

※最寄りの空港及び駅等への移動、受入れ企業への交通費は自己負担となります。

４．実施期間中の事故等

実施期間中の事故等については、受入れ企業、北見市、事務局のいずれも責任は負いません。参加者の判断により、傷害保険の加入（任意）をしてください。

５．実施期間中における遵守事項等 （就業体験の欠務）

正当な事由による場合以外は、欠務を認めません。

参加者は、前項により欠務する場合、事前に受入れ企業に申し出て、その指示に従ってください。

正当な事由による場合であっても、２日以上欠務した場合、就業体験を打ち切る場合があります。

６．秘密の保持

参加者は、就業体験中に知り得た機密情報等を、部外者に漏らしてはいけません。

事業終了後も同様とします。

７．就業体験の打ち切り

参加者が、本規約に従わない場合、または就業体験を継続しがたい事由が生じた場合は、就業体験を打ち切ることがあります。

ふるさとインターンin北見　運営事務局

株式会社ワイズスタッフ

上記、ふるさとインターンシップin北見の参加規約に同意し、参加を申し込みいたします。

令和　　　年　　　月　　　日

氏名　　　　　　　　　　　　　　印